

協会・事務局だより (3)

(社)日本機械土工協会 清水英紀

今回は、労働安全委員会と企画特別委員会の事業について紹介いたします。

労働安全委員会・企画特別委員会関係

1 登録機械土工基幹技能者講習について

平成7年4月、旧建設省は「建設産業政策大綱」を公表、その中で「基幹技能者の確保・育成・活用に関する基本方針」の策定が盛り込まれました。

協会はこれを受けて平成10年2月、「機械土工工事における技能開発計画」—基幹技能者の確保・育成・活用を目指して—を策定し、それに基づいて平成11年1月、富士教育訓練センターにおいて第1回の基幹技能者講習（旧機械土工主任工事士）を開催し、25名の基幹技能者が誕生しました。以来、平成20年3月までに、1,127名の資格取得者を育成してきました。

「基幹技能者制度」は、平成20年4月の建設業法改訂により、国土交通大臣へ登録する「登録機械土工基幹技能者講習」として制度改正されました。国土交通大臣登録となったことにより、同講習の有資格者には、経営事項審査の技術力において3点が加点されることとなりました。

協会では、新制度になって、平成20年10月より「特例講習」を7回、平成21年2月より「認定講習」を2回開催し、平成21年9月末現在で440名の登録機械土工基幹技能者が誕生しています。

今後、協会は年間2回の予定で「認定講習」を実施していきます。

(1) 「特例講習」とは

「特例講習」は、制度改革前の資格である「機械土工基幹技能者資格（旧機械

土工主任工事士）」の有資格者を対象とした、1日の講習（試験なし）です。同講習を受講することにより、登録機械土工基幹技能者資格の有資格者となり、経営事項審査の技術力に3点の加点がなされます。

(2) 「認定講習」とは

「認定講習」は、制度改革前の資格である「機械土工基幹技能者資格（機械土工主任工事士）」の資格を取得しておらず、新たに資格を取得しようとする方を対象とした、3日間の講習（試験あり）です。3日目の試験に合格すると、登録機械土工基幹技能者資格の有資格者となり、経営事項審査の技術力に3点の加点がされます。

一部の自治体では、登録基幹技能者の配置を評価する総合評価落札方式を取り入れているところもあり、資格取得は今後ますます重要になってくると思われます。

2 海外建設研修生・受入事業について

協会は、開発途上国への技術・技能の移転を目的とし、平成3年度より海外建設技術・技能研修生を受入れ、研修し、現在までに研修生874名、技能実習生279名の実績をあげてきました。

海外建設研修生受入・研修制度は、平成22年度に制度改正され、新しい法律により入国後2ヶ月間の講習（従来の集合研修）をし、その後、企業と雇用契約を結び、技

能実習を行う予定となっています。

若年層の入職が減少し、作業現場において高齢化が進む建設業において、若い研修生の参加は、受入れ企業の若返りと活性化が図れます。また、今後国内工事の減少によって多くの建設企業の海外進出が予想されますが、機械土工工事業については海外工事において、日本の技術・技能及び知識等を実習し帰国した技能実習生を労働力として確保することができます。

同事業は、会員企業の皆様に負担いただくことも少なくありませんが、このように、各企業で技能実習生及び帰国実習生を活用した新しい展開も考えられます。

協会では、今後とも同事業を継続して実施していきますので、是非ご参加くださるようお願いいたします。

3. 優秀功績従事者表彰の実施について

協会は、従来「優良オペレーター表彰」の名で優秀な建設機械運転者を表彰していましたが、平成3年度より「優秀功績従事者表彰」と制度を変えて、建設機械運転部門、建設機械整備部門、建設の運営管理部門の3部門に分けて、優秀な施工者を通常総会の席上で会長が表彰しています。

この表彰は、技能・技術者の地位の向上を図るとともに技術・技能の水準向上に資することを目的としており、技能・技術者の士気の高揚にもつながるものと思われます。

4. 作文コンクールの実施について

平成4年度から実施している「いきいき・やりがい作文コンクール」は、会員・構成員企業で働く従業員を対象にしたもので、審査を経て、優秀作、秀作、佳作を選定し、表彰しています。また、応募作文は、「いきいき・やりがい作文集」として冊子にまとめて毎年発行し、会員企業等に配付

しております。

さらに、35歳以下の方の作文は、国土交通省、建設産業人材確保・育成推進協議会の主催による「私たちの主張—未来を創造する建設業—」に応募しています。

「いきいき・やりがい作文集」の発行が、若年者の建設業への入職に役立つことを願っています。

